

豊岡市障害者自立支援協議会設置要綱

平成22年8月30日豊岡市告示第162号

改正 平成25年3月27日豊岡市告示第74号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援体制に関する協議を行うため、豊岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者の相談支援事業に関すること。
- (2) 障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- (3) 障害者の相談支援に係る解決が困難な事例への対応に関すること。
- (4) 障害者の自立支援に係る地域の課題への対応に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認める事務

(協議会の構成)

第3条 協議会は、全体会議及び運営会議で構成する。

(全体会議)

第4条 全体会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 豊岡市区長連合会の構成員
- (3) 民生委員及び児童委員
- (4) 権利擁護及び相談支援事業を行う団体の職員
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) 発達及び療育に関する機関の職員
- (7) 雇用及び就労に関する機関の職員
- (8) 保健医療機関の職員
- (9) 教育機関の職員
- (10) 関係行政機関の職員
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 全体会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条の委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解任されるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第6条 全体会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、全体会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 全体会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 全体会議は、原則として年2回開催するものとする。
- 3 全体会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 全体会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 全体会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(運営会議)

第8条 協議会は、その所掌事務についての需要や課題を定期的に集約し、協議会に提案させるため、運営会議を置く。

- 2 運営会議の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が指名する。

- (1) 相談支援事業者の職員
- (2) 障害福祉サービス事業者の職員
- (3) 関係行政機関の職員

- 3 運営会議に代表者を置き、委員の互選により選任する。
- 4 運営会議は、代表者が招集し、代表者が議長となる。
- 5 運営会議は、原則として月1回開催するものとする。
- 6 運営会議の運営に関し必要な事項は、代表者が運営会議に諮って定める。

(部会)

第9条 協議会は、その所掌事務について必要な調査及び検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が全体会議に諮って定める。

(守秘義務)

第10条 全体会議、運営会議及び部会の委員は、職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職務を離れた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、全体会議については第7条第1項の規定にかかわらず、運営会議については第8条第4項の規定にかかわらず、それぞれ市長が招集する。

附 則 (平成25年3月27日豊岡市告示第74号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに豊岡市障害者自立支援協議会設置要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。